

役員報酬等支給基準規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人青葉学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第15条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬とは、役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、教職員の給与規程に基づくものは含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) (2)については、当該者の申し出により無報酬とすることができる。

(報酬額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬月額は、別表第1に定める額とする。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員に対する報酬の支給日は、毎月23日とする。ただし、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、前日に繰上げて支払うものとする。

2 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(退職慰労金)

第6条 役員退職慰労金については、これを支給しない。

(費用)

第7条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。
- 2 学校法人青葉学園役員報酬等規程・学校法人青葉学園非常勤理事及び非常勤監事報酬規程は廃止する。
- 3 この規程は、令和5年4月1日より施行する。

別表第1(常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000 円
理事	月額 100,000 円から 300,000 円の範囲内で業務実態に合わせ理事長が定める額

上記報酬には以下手当を含む

理事会、評議員会等会議出席手当、法人業務に対する手当

別表第2(非常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事	月額 50,000 円から 200,000 円の範囲内で業務実態に合わせ理事長が定める額
監事	月額 50,000 円から 200,000 円の範囲内で業務実態に合わせ理事長が定める額

上記報酬には以下手当を含む

・理事

理事会、評議員会等会議出席手当、法人業務に対する手当

・監事

理事会、評議員会等会議出席手当、監査業務、監査に対する会議手当